

南海トラフ地震ワーキンググループ協議における基本方針（案）**第 1 基本方針の位置付け**

本基本方針は、今後、『今後発生が想定される南海トラフ地震発生時の応援職員派遣に係るアクションプラン策定のためのワーキンググループ』（以下「WG」という。）における、具体的な南海トラフ地震アクションプラン（案）の策定に向けた協議・作業を円滑に進める上で、協議事項について、「今後発生が想定される極めて規模の大きい災害時の応援職員派遣に係るアクションプラン策定協議のための関係者会議」（以下「関係者会議」という。）の関係機関と一定の共通認識を図るためのものである。

なお、WGでは協議事項の他、アクションプランの円滑な運用のために整理すべき事項の協議も含むものとする。

第 2 これまでの議論等

- 基本方針の策定にあたっては、関係者会議において、これまで（第4回まで開催）の協議事項や構成員からの意見のほか、「南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会中間報告書（令和3年9月）」を踏まえ、議論が進められてきた。
- 関係者会議においては、南海トラフ地震発生時における円滑な応援派遣の実現に向けて、アクションプランの内容として策定すべき、または策定に付随して協議しておくべき事項について意見出しや協議を行った。

その中において、

- ・ 応援県等、受援県の組合せ
- ・ 応援体制・受援体制に係る組織のあり方
- ・ 半割れ時のオペレーション

など、第3に掲げる各事項について協議すべきこととされた。

特に、応援県等・受援県の組合せに係る事項については、被害想定の見直しを踏まえ、

- ・ 被害想定にあわせて組合せを4パターン策定すること
- ・ 応援側は都道府県・指定都市をそれぞれ一単位とすること
- ・ 受援側は県を一単位とすること
- ・ 既存の災害時相互応援協定等を尊重すること
- ・ 被害想定を考慮すること
- ・ 移動距離などを考慮すること

について、認識の共有が図られたところである。

第3 具体的な協議にかかる基本方針

1 総論について

WGにおいては、関係者会議等で意見出し、協議等が行われた各事項について、以下の2の各協議事項に定める基本方針に基づき具体的内容について議論を行う。なお、議論を進める中で基本方針に定めのない又はこれと異なる重要な事項等が発生した場合には、その都度、関係者会議（書面開催を含む。）の了承を得るものとする。

2 各協議事項について

(1) アクションプランの適用基準

南海トラフ地震発生時アクションプランが発動するための適用基準については、「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画（中央防災会議）」に規定される「初動対応を行う判断基準」に準ずるものとする。その上で、全国の地方公共団体が、当該基準該当性を容易に判断できるよう、全国への伝達性や明確性等の観点から、南海トラフ地震臨時情報など発災時に入手出来る情報を確認し、適用基準の整理を行う。

(2) 応援県・指定都市と受援県の組合せ

既存の相互応援協定を尊重しつつ、被害想定や移動距離等を踏まえ、円滑で偏りのない組合せとなるよう、即時応援県・指定都市と重点受援県間の組合せを調整する。

なお、詳細な組合せ作業方針については「南海トラフ地震アクションプランにおける地方公共団体間の応援県等・受援県組合せ作業方針（案）」において示すものとする。

(3) 応援体制・受援体制に係る組織のあり方

大規模地震に対処するために必要な応援体制・受援体制の組織のあり方を検討するため、現在、災害対応において機能している応援体制・受援体制の（優良）事例についてヒアリングや意見交換等を実施する。その際、南海トラフ地震の特徴（例：被災範囲が広範囲、通信障害の可能性、死傷者の想定が多数）を踏まえ、既存の各体制に加えて備えるべき事項の議論を行う。

(4) 対象業務

「応急対策職員派遣制度」の主な支援対象業務である災害マネジメント支援や、避難所運営、罹災証明書の交付業務を基本対象業務としつつ、南

南海トラフ地震発生時においては、基本対象業務以外の業務について必要な協力が求められることもあり得ることから、求めに応じて可能な範囲で柔軟に対応ができるよう、基本対象業務以外に想定される業務について整理・確認を行う。

(5) アクションプランの実効性確保

南海トラフ地震発生時における、総務省、全国知事会等との連携、円滑な応援の実現に向け、訓練を含む実効性確保方策について検討する。また、関係会議構成団体以外の協力確保のため、アクションプランの周知等についても検討する。

(6) その他アクションプランの円滑な運用のために整理すべき事項

円滑な運用に向け、以下の各事項について協議を行う。

【協議事項】

① 発災時の情報共有の仕組みについて

総務省等への情報提供（いつ、だれが、どういった内容等を連絡するか）、応援県が複数となった際の受援県との連絡窓口の一元化等の整理

② 半割れ時のオペレーションについて

後発地震の可能性を踏まえた応援派遣タイミング等の整理

③ 進出経路等の確認について

組合せ後の緊急交通路指定予定の確認、発災時の道路被害の情報収集方法等の整理

④ 実災害の状況を踏まえた対応について

被害確認後対応県・指定都市の応援派遣の可否（受援側としての応援要請を含む）にかかる連絡・調整方法の整理等

⑤ その他

第 4 備考

内閣府においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成 26 年 3 月）から 10 年が経過することから、現在、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等について検討が進められており、WGではこうした被害想定の見直し等の動向に留意しつつ、協議を進めていくものとする。

以上